

令和7年度 世田谷区雨水浸透施設設置助成制度 助成金の計算方法について

助成金の計算方法は、新築と既存建築とで異なります。助成額の上限は、一般地区においては40万円、湧水保全重点地区または流域対策推進地区においては50万円です。

新築の場合、雨水浸透施設の工事費が補助の対象となります。下表1および下表2に定める雨水浸透ます及び雨水浸透トレンチの標準工事単価にそれぞれの設置数量を乗じて得た合計額①と浸透施設の設置工事見積額②を比較し小さい額を基本額③とします。基本額③が助成額となります（100円未満切捨て）。

既存建築の場合は、雨水浸透施設の工事費（基本額③）と、付帯工事費（付帯工事費⑥）が補助の対象となります。基本額③の算出は新築と同様です。付帯工事費⑥は、下記3に定める付帯工事費④と付帯工事見積額⑤を比較し、小さい額を算出します。最後に、基本額③と付帯工事費⑥を合計した額に消費税率を乗じた※額が助成金となります（100円未満切捨て）。

※ ただし、申請者に助成金の交付の対象となる経費から消費税法（昭和63年法律第108号）第30条第1項に規定する課税仕入れに係る消費税額の控除がある場合には、基本額と付帯工事費の合計額（消費税抜き）を助成金の交付とします。

1. 雨水浸透ます

型式	ますの径 (mm)	深さ (mm)	標準工事費単価 (円/基)	設計浸透能力 (m ³ /個・hr)
PⅠ	150	400	26,000	0.250
PⅡ	200	400	35,000	0.332
PⅢ	250	500	55,000	0.512
PⅣ	300	500	66,000	0.618
PⅤ	350	600	93,000	0.863
PⅥ	400	600	107,000	0.998
PⅦ	500	800	184,000	1.710

※ 上記規格以外のものは、設計浸透能力の直近下位の規格の単価を準用します。

2. 雨水浸透トレンチ

型式	W×H (mm)	管径 (mm)	標準工事費単価 (円/m)	設計浸透能力 (m ³ /個・hr)
TⅠ	250×300	75	20,000	0.247
TⅡ	300×350	100	23,000	0.284
TⅢ	350×400	125	26,000	0.324
TⅣ	400×450	150	29,000	0.365
TⅤ	550×600	200	40,000	0.499
TⅥ	750×750	200	54,000	0.658

※ 上記規格以外のものは、設計浸透能力の直近下位の規格の単価を準用します。

3. 付帯工事費（既存住宅の助成時のみ）

付帯工事費は、浸透施設を既存住宅に設置し、接続工事等が必要となる場合に助成対象となります。

付帯工事費④の算出は、基本額③に0.4450を乗じた額④（100円未満の金額を切捨て）とします。ただし、1件当たり178,000円が上限です。

(計算例)

条件	既存建築（一般地区 助成上限40万円）		
	雨水浸透ます	PIV型	4個
	雨水浸透トレンチ	TⅡ型	4m
見積書	ます・トレンチ設置工事	360,000円（税抜）	…②
	付帯工事	80,000円（税抜）	…⑤
	合 計	436,000円（税抜）	

ア 基本額③ の計算

まず、裏面の各浸透施設の標準工事単価に設置数量を乗じて合計します。

$$@66,000 \times 4\text{個} + @23,000 \times 4\text{m} = 356,000\text{円} \quad \dots \text{①}$$

次に、①と②を比べ、小さい額を採用 $\Rightarrow 356,000\text{円} \quad \dots \text{③}$

イ 付帯工事費⑥ の計算（※ 新築の場合は計算不要）

まず、付帯工事費④ については ③ に付帯工事費係数0.4450を乗じます。

$$\text{③} \times 0.4450 = 356,000 \times 0.4450 = 158,420\text{円} \quad \dots \text{④}$$

次に、④と⑤を比べ、小さい額を採用 $\Rightarrow 80,000\text{円} \quad \dots \text{⑥}$

ウ 助成額の計算

③と⑥を合計し消費税率（10％）を乗じて計算します。

$$\begin{aligned} (\text{③} + \text{⑥}) \times 1.10 &= (356,000 + 80,000) \times 1.10 \\ &= 479,600 \text{（百円未満切捨て）} \end{aligned}$$

最後に助成額の上限と比較します。

一般地区の場合、上限が40万円であるため、助成交付予定額は40万円となります。

※これらの計算は区で行い助成額を決定いたしますので、申請者が行う必要はありませんが、ご申請前の助成額の目安の算定にご活用ください。